

みんなで 知ろう 認知症



長寿保険課
☎823-9609
☎823-9627

認知症サポーター養成講座受講団体募集

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。高齢化が進むに従って増加しており、町内の65歳以上の人のおよそ9人に1人が認知症と診断されています。

海田町では、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する出前講座を行っています。

対象◆町内に在住・在勤・在学している5人以上で構成される

グループ（自治会、サロン、事業所など）

受講料◆無料

内容◆寸劇などを盛り込んだ分かりやすい約1時間の講座です。修了者にはサポーターの証、オレンジリングをお渡しします。開催日などは相談に応じます。この機会に身近な職場や地域で講座を開き、認知症サポーターの輪を広げてみませんか。※開催の申し込みなど詳しくは長寿保険課へ問い合わせください。

長寿おめでとうございます

長寿保険課 ☎823-9609 ☎823-9627

〔敬老祝品〕
「長寿をお祝いして、対象者に祝品・祝金を贈呈します。」

対象◆平成28年8月1日に町内に居住し、平成28年1月1日から12月31日までに75歳以上になる人（配達日までに転出した人を除く）

祝品◆味付海苔

配送時期◆9月中旬

〔敬老祝金〕

対象◆平成28年8月1日に町内に居住し、平成28年1月1日から12月31日までに、77歳、88歳、100歳以上になる人

祝金の額◆77歳 5千円

88歳 1万円

100歳以上3万円

※祝金とあわせて菓子をお渡します。

9月5日～11日は 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627

法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会では、虐待や差別など、高齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題を積極的に把握し、問題解決のために援助する人権相談所を常時開設しています。

本年度は9月5日(月)～11日(日)を全国一斉強化週間とし、同週間中は、広島法務局および広島県人権擁護委員連合会においても、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

高齢者・障害者の人権あんしん相談 ☎0570-003-110

相談日時◆
9月5日(月)～9日(金) 8時30分～19時
9月10日(土)・11日(日) 10時～17時
問い合わせ◆
広島法務局人権擁護部 ☎228-5790

実施日◆9月14日、21日、10月12日、19日、11月2日※いずれも水曜日
時間◆13時30分～15時
場所◆福祉センター 健康増進プール
対象◆30歳～74歳の町内に住民票がある人。社会保険の人も参加できます。
定員◆25人
参加費◆1コースあたり1,500円
申し込み◆9月8日(木)までに電話で住民課（役場1階）へ

参加者募集 アクア・ビクス（水中運動教室）

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

水中運動教室の第3クールが始まります。このコースでは、音楽に合わせて楽しく身体を動かします。「体重が減らないな…」と思っている人や腰痛に悩む人もいっしょに楽しく運動しましょう。水の中では浮力が地上の6分の1になり、腰や膝への負担が軽くなり、運動しやすくなります。

国民年金保険料「後納制度」について

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
広島南年金事務所 ☎253-7710

過去5年間に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申し込みにより国民年金保険料を納めることができます。

後納制度が利用できる人

- ①20歳以上60歳未満で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある人
- ②60歳以上65歳未満で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③65歳以上で、年金受給資格がなく任意加入中の人など

- ・後納制度を利用することで、年金額が増えたり、年金の受給資格を得られる場合があります。
- ・過去3年度以前（平成25年度以前）の後納保険料には、当時の保険料額に加算がつきます。
- ・60歳以上で、老齢基礎年金を受給している人は利用できません。後納制度を利用できる期間は平成30年9月30日までです。この機会にぜひ後納制度を利用してください。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル、または広島南年金事務所まで問い合わせください。

わたしたちの国保

「保険証を更新します」

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

10月1日から新しい保険証にかかります。

保険証の色◆新しい保険証の色は **緑色** です。(有効期限◆平成29年9月30日)

保険証は9月中旬に、一世帯ごとにまとめて世帯主へ郵送します。

※郵便物は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主あてに郵送されます。

※後期高齢者医療制度への移行や、退職者医療制度から一般被保険者への移行のため、有効期限が短い場合があります。



「広島県国民健康保険」イメージキャラクター「コッピー」

平成28年度臨時福祉給付金の申請を9月26日から実施します。

社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮して、支給する給付金です。この給付金に該当すると思われる人には、9月中旬に申請書などを郵送します。申請期限までに申請をしてください。

支給対象者

平成28年1月1日時点で、海田町に住居登録されている人で、平成28年度分の町民税均等割が課されていない人（町民税が課されている人の扶養親族等の人や生活保護を受給している人は、町民税が非課税であっても支給の対象外となります）

支給額 3千円（1人あたり）

申請方法 9月26日(月)～来年3月24日(金)までに申請書などの提出書類を郵送または持参してください。

提出書類

- ①申請書
- ②本人確認書類（保険証、運転免許証、運転免許証など）の写し
- ③振込口座の通帳などの写し

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請を9月26日から実施します。

社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、対象者に給付金を支給します。

この給付金の該当者には、9月中旬に申請書などを郵送します。申請期限までに申請をしてください。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金について、平成28年5月分の受給がある人（基礎年金受給者以外は対象になりません。旧法の国民年金、厚生年金、共済年金の障害年金受給者は対象です。一方、旧法の遺族年金受給者は対象外です）

※高齢者向け給付金の受給者は支給対象外となります。

支給額 3万円（1人あたり）

申請方法

9月26日(月)～来年3月24日(金)までに申請書などの提出書類を郵送または持参してください。

提出書類

- ①申請書
- ②本人確認書類（保険証、運転免許証など）の写し
- ③振込先口座の通帳などの写し
- ④年金払込通知書、年金支払通知書など（平成28年5月分の障害・遺族基礎年金などを受給していることがわかるもの）